

事業所 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた  
障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）**

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を受け、**神奈川県全域における緊急事態措置の実施が令和 2 年 5 月 25 日で解除**となりました。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除及び社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について」（令和 2 年 5 月 26 日付け新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部福祉みらい部長通知）にもありますように、各事業所におかれましては、引き続き適切な感染防止対策を講じていただくとともに、必要なサービスが提供されますよう、御理解、御協力のほど、よろしく申し上げます。

また、感染の再拡大防止や施設利用者・事業所運営体制への影響を鑑み、**下記通知で示している適用期間の終期（令和 2 年 5 月 31 日）を削除**します。この取扱いについては、今後国や神奈川県より発出される通知等により変更される可能性がありますのでご留意ください。

**1 変更点**

	(変更前)	(変更後)
適用期間	令和 2 年 4 月 7 日～令和 2 年 5 月 31 日	令和 2 年 4 月 7 日～

**2 対象となる通知**

- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業利用者の対面支援について 第 2 報（通知）（令和 2 年 3 月 31 日 健障支第 4509 号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）（令和 2 年 4 月 8 日 健障サ第 245 号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について【通所系サービス】（その 1）（令和 2 年 4 月 8 日 健障サ第 274 号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について【共同生活援助】（その 2）（令和 2 年 4 月 10 日 健障サ第 346 号）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の理由により 自主的に休業する場合の報告について【通所系・短期入所】（依頼）（令和 2 年 4 月 10 日 健障サ第 349 号）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた地域活動支援センター事業障害者地域作業所型及び精神障害者地域作業所型の対応について（通知）（令和2年4月13日 健障サ第384号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）（令和2年4月16日 健障サ第439号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の運営等にかかる留意点について（事務連絡）【通所系サービス】（令和2年4月17日 健障サ第470号）
- ・入所施設・居住系サービス（共同生活援助）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年4月20日 健障サ第498号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の運営等に係る留意点について【短期入所】（令和2年4月20日 健障サ第445号）
- ・通所系サービスにおける感染拡大防止のための留意点について（令和2年4月22日 健障サ第528号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の運営等のQ&A（VOL. 1）【通所系サービス】（令和2年5月1日時点）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の運営等にかかる留意点について（事務連絡）（その2）【通所系サービス】（令和2年5月7日 健障サ第974号）

※上記通知の内容は下記の本市ウェブサイトでご覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

### 3 添付資料

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除及び社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について」（令和2年5月26日付け新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部福祉みらい部長通知）

### 4 問合せ先

新型コロナウイルスに関する通知についてのお問い合わせを多数いただいております、電話での対応が困難となっている状況から、本通知の内容については、電子メールにて下記アドレス宛にお問い合わせください。

【メールアドレス】kf-syosabicorona@city.yokohama.jp

<日中活動系サービス（通所）・入所施設等>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係

<障害者グループホーム>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係

共同生活援助担当

<障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）>

<障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型>

<精神障害者生活支援センター>

<多機能型拠点・短期入所・日中一時支援>

健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係

令和2年5月26日

各社会福祉施設・事業所 代表者 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部  
福祉子どもみらい部長  
(神奈川県福祉子どもみらい局長)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除及び  
社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について (通知)

5月25日の本県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を受け、県では「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を改訂いたしました。社会福祉施設等においては、次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

#### 1 事業の継続について

各社会福祉施設等においては、これまでも感染拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続いただいております。大変感謝申し上げます。今後も引き続き適切な感染防止対策を講じ、必要なサービスが提供されるようお願いいたします。

#### 2 感染防止対策の徹底と御留意いただく事項

本県では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部として、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省事務連絡)の内容を整理し、「感染拡大防止対策」及び「感染症が疑われる者が発生した場合の対応」(令和2年4月10日付け福子総第1020号通知)をお示ししてきました。このたび、その後に発出された国事務連絡を踏まえ、別紙のとおり改訂いたしましたので通知します。

緊急事態宣言は解除されましたが、先週も、県内においては、社会福祉施設等で感染疑い者や感染者の発生が報告されています。感染拡大を最小限にとどめるためには、当面、この対策の徹底が大変重要であり、この通知の内容に基づき、職員、関係者等に改めて周知徹底を図り、感染拡大防止対策に万全を期すようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、必要な支援にもつながりますので、保健所や事業所指定権者に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底してください。

なお、今後の状況により、この「感染拡大防止対策」及び「感染症が疑われる者が発生した場合の対応」の内容を修正する場合がありますので、随時お送りする事務連絡等にも御注意いただくよう、引き続きお願いいたします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」又は「障

害福祉情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

**【掲載場所】**

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリ

→ 1. 神奈川県からのお知らせ

→ 1-2 新型コロナウイルスに関するお知らせ

[http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\\_Result2.asp?category=192&topid=1](http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=192&topid=1)

問合せ先

福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 電話 045-210-4851

保健・居住施設グループ 電話 045-210-4856

在宅サービスグループ 電話 045-210-4840

福祉部障害サービス課

運営指導グループ 電話 045-210-4705

事業支援グループ 電話 045-210-4717

福祉施設グループ 電話 045-285-0738

## 社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染拡大防止対策

### 職員等の対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- ・ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康状態に留意する。
- ・ 職員間での情報共有を密にし、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進する。
- ・ 面会者、委託業者等、職員等と接触する可能性がある者は、感染経路を断つことが重要。
- ・ 外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う（マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）。
- ・ 併設の事業所等がある場合には事業所間の情報共有を密にする。地域において緊急事態宣言が出されているか否か、居住自治体情報等を予防に踏まえて取組む

#### 【職員※】

- ・ 職場と自宅との往復以外は最低限の外出にとどめる。  
（職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。）
- ・ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は外出や出勤しないことを徹底。
- ・ 少なくとも次のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」※に相談する。
  - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を過去に用いている方、妊婦については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。
- ・ 該当職員については管理者に報告。確実な把握。
- ・ 就業時には必ずマスクを着用し、エタノール消毒液による手指消毒等を徹底する。また、マスクを外して飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つこと。
- ・ 基礎疾患を有する又は妊娠中の職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・ 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあることから、人と人との距離をとること（社会的距離：Social distancing）、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけること。

※ 直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職員、調理員、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

#### 【面会者】

- ・ 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として制限すること。オンライン面会等の活用等の工夫をすることも検討する。
- ・ コロナ感染以外の看取り等、緊急やむを得ない場合は、面会者と利用者の動線を完全に分離する等の対策をとった上で実施する。
- ・ 面会を行う場合は、検温やマスクの着用、手指消毒など感染防止対策をとった上で、面会者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。
- ・ 発熱等が認められる場合はいかなる理由があっても面会を認めない。

#### 【委託業者等】

- ・ 物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・ 施設内には原則として立ち入らせない。やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。発熱が認められる場合はいかなる理由があっても立入を認めない。

## 社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染拡大防止対策

### 利用者への対応

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認等を行うこと等により、日頃から健康の状態や変化の有無等に留意する。
- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」※へ電話連絡し、指示を受ける。
  - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・重篤化しやすい高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を過去に用いている方については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター(電話:045-285-1015 24時間対応)のほか、保健所設置市に設置されている。
- 症状が継続している場合や、診断結果の確定までの間については「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル(改訂版)」も参考にしつつ、感染拡大に留意。
  - 【具体的対応】
    - ・ 疑いがある利用者を原則個室に移す。
    - ・ 個室が足りない場合は同じ症状の人を同室とし、マスクの着用、ベッド間隔を2 m以上空ける等の対応が必要。
    - ・ 疑いがある利用者にはケアや処置をする場合は、職員は使い捨てエプロン、アイゴーグル、サージカルマスク着用。
    - ・ 疑いがある利用者は個室に移し、居室内での生活とする。やむを得ず居室を出る場合は時間帯を分け、症状のない利用者との接触を遮断し、居室の出入りに際しマスクの着用や手指消毒を十分に行うなどゾーニングを徹底することが必要。
    - ・ 担当する職員についても疑いがある利用者とその他の利用者の介護等を担当する職員を分けることを徹底。
    - ・ 利用者の外出は短時間の散歩など最小限にとどめる。
    - ・ その他共有スペースで実施するリハ等サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省発事務連絡)に従い対応すること。

### ※ その他

新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準や介護報酬等の臨時的な取扱いについて」に基づき柔軟な取扱いが可能であるため留意すること。

※ 詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」をご参照ください。

## 社会福祉施設等（通所・短期入所・訪問系サービス）における感染拡大防止対策

### 職員等への対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- ・ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進する。
- ・ 外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う。（マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）

#### 【職員\*】

- ・ 職場と自宅との往復以外は最低限の外出にとどめる。（職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。（換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。）
- ・ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は外出や出勤しないことを徹底。
- ・ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」※に相談する。
  - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。
- ・ 該当職員については管理者に報告。確実な把握。
- ・ 職場と自宅との往復以外は最低限の外出にとどめる。（職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。（換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。）
- ・ 就業時には必ずマスクを着用し、エタノール消毒液による手指消毒等を徹底する。マスクを外して飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つこと。
- ・ 基礎疾患を有する又は妊娠中の職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・ 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあることから、人と人との距離をとること（社会的距離：Social distancing）、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけること。
- ※ 直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職、調理員、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

#### 【委託業者等】

- ・ 物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・ 施設内には原則として立ち入らせない。やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。なお、発熱が認められる場合はいかなる理由があっても立入を認めない。



## 社会福祉施設等(通所・短期入所・訪問系サービス)における感染拡大防止対策

### 利用者への対応

- 送迎又は訪問でのサービス提供前に必ず利用者本人・家族が職員と接触前に体温を計測する。  
また、家族による検温に問題なかった場合も職員が改めて体温を計測する。
- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合は利用を断るとともに、帰国者・接触者相談センター※へ相談を促す。
  - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター(電話:045-285-1015 24時間対応)のほか、保健所設置市に設置されている。
- 発熱により利用を断った利用者については、利用者を担当する主治医、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に情報提供を行う。(情報 提供を受けた当該居宅介護支援事業所等は必要に応じ、訪問介護等の提供の検討を行う)
- 通所・短期入所サービスについては、感染拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」)を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用必要。
- 濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、訪問介護サービスについては、可能な限り担当職員を分けての対応や最後に訪問する等の対応が必要。
- その他、共有スペースで実施するリハ等サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日 厚生労働省発事務連絡)に従い対応すること。

#### その他

新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準や介護報酬等の臨時的な取扱いについて」に基づき柔軟な取扱いが可能であるため留意すること。

## 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(入所施設)

※協力医療機関へ相談・保健所の指示があった場合は指示に従うこと

### 疑われる者が発生した場合速やかに

#### 情報共有 報告

- ・ 保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける
  - ・ 施設長等へ報告し、施設内で情報共有する（法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要。）
  - ・ 保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入所者等の特定に協力する
  - ・ 指定権者（衛生用品等の支援の必要性を含む）・利用者家族等へ報告する
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内 8 箇所の保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

#### 消毒 清掃等

- 感染が疑われる方の居室や利用した共有スペース、濃厚接触したと思われる他の利用者及び職員が活動するすべてのスペースをゾーニングし消毒・清掃する。
- 【手順】
- ・ 手袋、ゴーグル、エプロン等を着用（使用後廃棄もしくは消毒措置を実施）し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、湿式清掃し乾燥
  - ・ 保健所の指示がある場合はその指示に従う

#### 濃厚接触が 疑われる 利用者・ 職員の特 定

- 施設の入所者すべてが感染が疑われるため、感染者と同様の対応が必要であるが、特に、
- ・ 同室又は長時間の接触
  - ・ 適切な感染の防護無しに診察、看護、介護
  - ・ 気道分泌液、若しくは体液、排泄物等直接接触した可能性が高い等に該当する者については特段の注意を要する

## 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（入所施設）

### 新型コロナ感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

※協力医療機関へ相談・保健所の指示があった場合は指示に従うこと

※県では、濃厚接触者等になった介護職員、支援が必要な障がい者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知

#### 【診断結果の確定まで】

- ・ 感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則。詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。
- ・ 原則個室に移し、居室内で生活を完結する。不可能な場合には、感染が疑われる者（当該者と濃厚接触した者も含む）とそれ以外の利用者と時間や使用スペースを明確に区分けし、対応する。
- ・ 感染が疑われる者・濃厚接触者とそれ以外の利用者に対応する職員を明確に区分し対応する。
- ・ 居室・共有スペース等の換気、消毒を行う。（職員は手袋・マスク・ゴーグル・エプロン等を使用（代用品可）し、使用後は廃棄もしくは消毒措置を行う。）
- ・ ケアの開始時と終了時に、液体石鹸と流水による手洗い、又は消毒用エタノールによる手指消毒を徹底する。
- ・ 急激な体調悪化の可能性があるため、頻回による体調チェック（検温、血圧、呼吸様態、酸素飽和度、強い倦怠感の有無等）が必要である。

利用者の場合

職員の場合

- ・ 保健所により濃厚接触者とされた職員は、感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。

#### 風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等の症状ある場合

→ 自宅待機の上、保健所の指示に従う。

**症状がない場合** → ・ 所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。

- ・ 職場復帰時期については、保健所と相談のうえ、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

※ その他、過去の行動記録を確認し、濃厚接触者を確認

#### その他

- ・ 濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員が不足することが見込まれる場合、同一法人の障害福祉サービス事業所等からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討する。

# 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（通所・短期入所施設等）

※保健所等の指示に従うこと

## 疑われる者が発生した場合速やかに

### 情報共有 報告

- ・ 保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける。
- ・ 管理者等へ報告し、休業・一部停止について施設内で情報共有する。（法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要）
- ・ 利用者（感染が疑われる者）の主治医・支給決定市町村・相談支援事業所に連絡し情報を共有する。
- ・ 利用者（感染が疑われる者以外）の主治医、支給決定市町村等に連絡し、代替サービスを検討する。
- ・ 指定権者及び保険者に連絡する。（衛生物資等の支援の必要性を含む。）

※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

### 消毒 清掃等

感染が疑われる方が利用した部屋や車両等を中心に施設すべてについて清掃

#### 【手順】

- ・ 手袋、ゴーグル、エプロン等を着用し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、湿式清掃し乾燥

### 濃厚接触が 疑われる 利用者・ 職員の特定

#### 【考え方】

感染が疑われる者に対し

- ・ 長時間の接触
- ・ 適切な感染の防護無しに介護
- ・ 気道分泌液、若しくは体液、排泄物等直接接触した可能性が高いに該当する者については特段の注意を要する。

## 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（通所・短期入所施設等）

※保健所等の指示に従うこと

### 感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

※県では、濃厚接触者等になった介護職員、支援が必要な障がい者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知

#### 利用者の場合

【診断結果の確定まで】

- ・ 自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
  - ・ 短期入所等ショートステイのサービス利用中に感染の疑いが発生した場合は自宅帰宅せず施設内で隔離等の感染防止を徹底した上でサービス提供を継続する。（家族・利用者に事前に説明する。具体的なサービス提供の方法は入所施設に準じる。）
  - ・ 利用中止により入浴等生活に必要なサービスが滞る場合、必要に応じて支給決定市町村又は相談支援事業所等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底したうえで居宅介護等、自宅待機の場合に生活に必要なサービスを確保する。
- ※ 発症者と異なり「感染が疑われる者」については、通所事業所等の休止により自宅待機等を求められ、入浴等の機会が失われることのないよう支給決定市町村等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底したうえで居宅介護等、生活に必要なサービスを適宜確保する。

特に独居者については、引き続き在宅継続することから食事・排せつ支援等の生命維持に必要な最低限必要なサービス提供を行う。

#### 職員の場合

- ・ 保健所により濃厚接触者とされた職員は、感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。
- **風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等の症状ある場合**  
→ 出勤は行わず、自宅待機の上、保健所の指示に従う。
- **症状がない場合** → 保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。
- ・ 職場復帰時期については、保健所と相談のうえ、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

#### 特に同居者に感染を疑う症状がある場合

- ・ 所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。

## 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問・居宅介護事業所等）

### 疑われる者が発生した場合速やかに

※保健所等の指示に従うこと

#### 情報共有 報告

- ・ 保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」※に電話連絡・指示を受ける。
  - ・ 管理者等へ報告し、事業所内で情報共有する
  - ・ 指定権者へ報告する（衛生用品等の支援の必要性を含む）
  - ・ 利用者の主治医・担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・保険者・支給決定市町村へ報告する
- ※ 帰国者・接触者相談センターは、県内8箇所の保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

### 新型コロナ感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

※県では、濃厚接触者等になった介護職員、支援が必要な障がい者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知

#### 利用者の場合

【診断結果の確定まで】

- ・ 報告を受けた支給決定市町村、相談支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する
- ・ 介護ヘルパー等の感染防止策を徹底したうえで必要なサービスの提供を行う。
- ・ 特に独居障害者等、喫緊のサービス提供が必要な利用者については他の訪問介護事業者にサービスの提供等を必要に応じ依頼する。

#### 職員の場合

【風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症状がある場合】

- ・ 自宅待機の上、保健所の指示に従う。

【症状がない場合】

- ・ 保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。
- ・ 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

特に同居者に感染を疑う症状がある場合

- ・ 所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。

## 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問・居宅介護事業所等）

訪問・居宅介護の必要性が認められ、  
サービスを提供する場合

※保健所等の指示に従うこと

- ・ 基礎疾患を有する方・妊婦等は重篤化のおそれが高いため、勤務上の配慮を行う
- ・ 事業所内のマスク着用

サービス提供時の  
留意点

- ・ 介護ヘルパー等の感染防止のためサービス提供前後の手洗い・うがい、マスク・エプロン・使い捨て手袋（飛沫感染リスクが高い場合は必要に応じてゴーグル等）の着用、咳エチケットの徹底等の実施
- ・ 濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、可能な限り担当職員を分ける又は最後に訪問
- ・ 訪問時間の短縮
- ・ 長時間の見守り時は利用者との距離を保つ
- ・ 訪問時の換気徹底
- ・ 利用者が利用する体温計等は消毒用エタノールで都度清拭する。
- ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため勤務上の配慮が必要になる。
- ・ 衛生物資等、必要な支援について指定権者に相談する。

# 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定

令和2年5月25日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言は5月25日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

## 1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

## 2 まん延防止対策

### (1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民への外出自粛の要請は解除し、新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、概ね3週間、次の行動を控えるよう要請する。
  - ・ 繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所の利用
  - ・ 帰省や旅行など、県域を越えた移動

### (2) 事業者における感染防止対策の促進

#### ア 感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取り組みを促進する。



- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」の仕組みを運用する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を運用する。

#### イ 段階的な休業要請の解除（別紙）

- 4月11日から「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動、遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行ってきた休業要請については、事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に解除する。ただし、当面の間、午後10時までの営業時間の短縮を要請する。

また、飲食店など「食事提供施設」については、事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に、これまでの「午後8時まで」から「午後10時まで」へと営業時間の短縮を緩和する。

なお、これらの時短営業の解除については、概ね3週間後、感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、総合的に判断する。

#### (3) イベント自粛の段階的な解除（別紙）

- 4月11日から行ってきたイベントの自粛の要請については、屋内100人以下、屋外200人以下の小規模イベントについて解除する。なお、中規模以上のイベントの自粛の要請の解除については、概ね3週間後、感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、総合的に判断する。
- 県は、イベントの開催にあたって、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

#### (4) 感染拡大（2波）に向けた対応

##### ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出（別紙）

- 県は感染拡大（2波）に備え、モニタリング指標等に基づくモニタリングを継続する。
- モニタリング指標が、神奈川警戒アラートの発動基準に達した場合は、医療の状況や監視体制などを含め、専門家の意見を聞き、神奈川警戒アラートの発動を判断する。
- 神奈川警戒アラートを発動した場合は、県民に外出自粛を要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

## イ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

## (5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

## 3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
  - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
  - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
  - ・スマートアンプ法の導入による PCR 検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
  - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
  - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

#### 4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

#### 5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

#### 6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

#### 7 その他

- 本対処方針のうち、2(1)の「新しい生活様式の定着促進」、2(2)イの「段階的な休業要請の解除」及び2(3)の「イベント自粛の段階的な解除」については、5月27日午前0時から適用する。
- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日をもって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。

## 緊急事態宣言解除後の再警戒の指標

モニタリング指標		神奈川警戒アラートの発動基準
感染の状況	神奈川県と東京都の 週当たりの感染者数増加率：K値	4日連続で予想曲線から大きく 外れた場合
	新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く 1週平均)	10人
	感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く 1週平均)	50%以上
医療の状況	重症患者数	
	中等症患者数	
	医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数	
監視体制	検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	

## 緊急事態宣言解除後の施設管理者への新たな要請内容

## ＜基本的に休止を要請していた施設＞

遊興施設等、大学・学習塾等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設  
→ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜10時までの時短営業

## ＜施設の種別によっては休業を要請していた施設＞

文教施設（大学等を除く。）

→ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜10時までの時短営業

## ＜社会生活を維持する上で必要な施設のうち以下の業種＞

食事提供施設（飲食店、料理店、喫茶店等）

→ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜10時までの時短営業（宅配、  
テイクアウトサービスは除く。）

## 緊急事態宣言後のイベントの開催について

→小規模イベント（屋内100名以下、屋外200名以下）について自粛要請の解除  
ただし、イベントの開催にあたって、リスクへの対応が整わないと判断される  
場合は中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。  
また、屋内で開催されるイベント等については、収容定員に対する参加人数の  
割合を半分程度以内とするよう求める。

## 緊急事態宣言の解除に伴う知事メッセージ

4月7日に本県に出された、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は、本日、5月25日に解除されました。

これは、約1か月半にわたって、県民や事業者の皆さんが、徹底した外出自粛や休業要請などに、一丸となって取り組んでいただいた賜物です。この間の皆さんのご理解、ご協力に深く感謝いたします。

しかし、緊急事態宣言が解除されたことで、気を緩めてしまえば、一気に感染の第2波が生じる恐れがあります。

そのため皆さんには、引き続き、「マスクの着用や手洗いを徹底する」「3つの密を避ける」「感染防止対策がなされていない場所へは行かない」など、新型コロナウイルスは身近にあるという意識を持って、行動いただくようお願いします。

また、当面の間、繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所へ行くことや、生活や仕事に必要な場合を除き、県域を越えて移動することは、控えていただくようお願いします。

一方、「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動・遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行っていた休業要請は、適切な感染防止対策を講じていただくことを前提に、5月27日午前0時に解除しますが、営業は夜10時までとするよう要請します。

また、飲食店など食事提供施設についても、適切な感染防止対策を講じていただくことを前提に、営業は夜10時までとするよう要請します。

こうした段階的な措置の解除については、専門家の意見などを踏まえながら、今後、総合的に判断してまいります。

県では、感染防止対策に取り組む事業者に、財政的な支援制度を用意しています。また、事業者が行う取組をお客様や従業員などに見える化し、その発信を支援するため、「感染防止対策取組書」を簡単に作成できる仕組みを構築します。

取組書には、万一、事業所で感染者が出た場合に、濃厚接触の疑いがある方に速やかに通知する、LINE コロナお知らせシステムの二次元バーコードも掲載します。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、緊急事態宣言解除後も続きます。

県では、万一、感染爆発が起こっても医療崩壊を招かないよう、引き続き、神奈川モデルによる医療体制の充実に取り組みます。

また、感染防止対策に取り組む事業者を後押しし、その頑張る姿に見える化することで、皆さんが安心して利用できる流れを作り上げてまいります。

令和2年5月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治